

## 生駒市水道事業管理規程第2号

生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

### 生駒市水道局職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市水道局職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第4条第1項第2号中「午後零時45分」を「午後1時」に改め、同条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第9条第3項中「4時間30分」を「4時間15分」に改める。

第12条第1項中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第14条第1項中「掲げる期間」を「定める期間」に改める。

第15条第2項中「3月」を「6月」に改める。

第29条（見出しを含む。）中「職員カード」を「職員証」に改める。

第30条の見出しを「（出退勤管理）」に改め、同条第1項を次のように改め、同条第2項を削る。

職員は、出勤したとき、又は退庁するときは、職員証をタイムレコーダーに通すものとする。

第49条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

別表第 2 の 2 の項中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、同年 5 月 2 1 日から施行する。